



鹿行ニュース No.61
令和3年10月14日

鹿児島県行政書士会
鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池ビル202号室
(敷地内併設の駐車場は30分無料)
電話：099-253-6500 FAX：099-213-7033

会員各位

鹿児島県行政書士会
会長 鶴 信光

日行連より令和3年10月11日付日行連発第931号「コンビニエンスストア等で発行された戸籍謄本等に係る偽造・改ざん防止対策」についての周知要請がありましたので、お知らせいたします。

各単位会長様

日行連発第931号
令和3年10月11日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

コンビニエンスストア等で発行された戸籍謄本等に係る
偽造・改ざん防止対策について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。
標記の件について、今般、法務省より本会へ協力要請がありました。
つきましては、提供がありました資料をお送りいたしますので、所属会員へ
ご周知いただきますようお願いいたします。あわせて、本会会員向けホーム
ページ（連 con）においても、別紙の文書及び資料を掲載いたしますことを
申し添えます。

ご多用中恐縮ですが、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。
以上

《別紙1》【法務省民一第1928号】コンビニエンスストア等で発行された戸籍謄本等
に係る偽造・改ざん防止対策について（依頼）

《別紙2》コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付【コンビニ交付】/
受け取った証明書の確認

※なお、《別紙1》・《別紙2》の詳細については、日行連ホームページ（連 con）又は県会ホーム
ページ（会員専用ページ）にてご確認願います。

戸籍・住民票の請求は受任している事件・事務に関する業務遂行に必要な場合のみ職務上請求書を使用することができます。
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。